

令和7年度 基本施策評価シート

基本施策	E5	安全・安心で快適な住環境をつくります	
2025年度に めざす姿	対 象		意 図
	市民が		それぞれの地域で、安全・安心・快適に住み続けている。
第五次総合計画[前期基本計画]基本施策掲載ページ			134ページ
基本施策主管課名	住宅政策室	関係課名	建築指導課、建築総務課

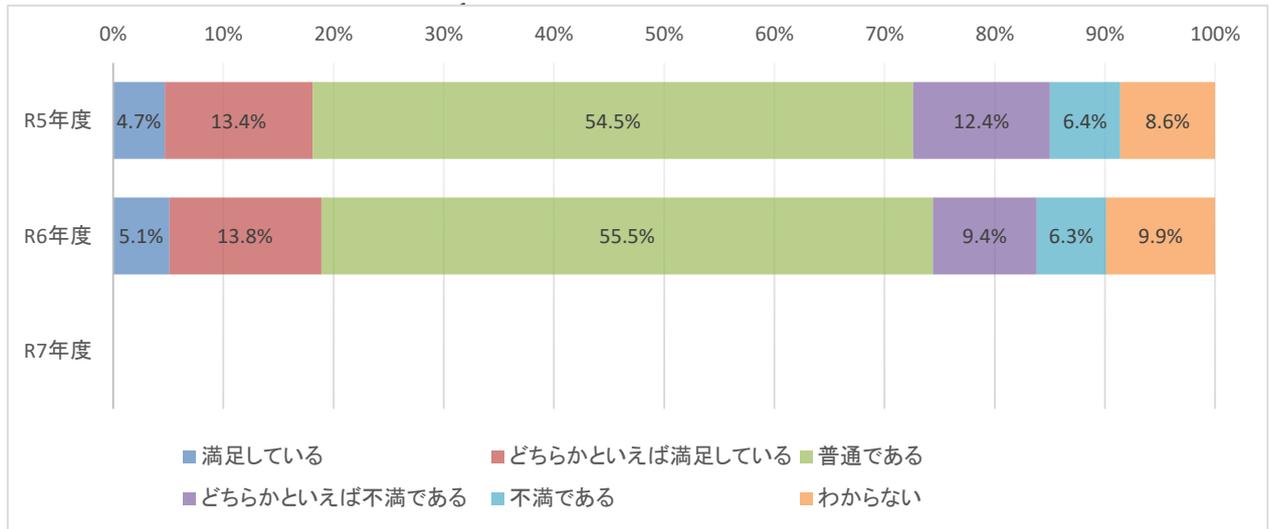
基本施策の総合評価

総括	<ul style="list-style-type: none"> ●基本施策の成果指標である「住みやすいと思う若年(満39歳以下)の市民の割合は、68.3%(令和6年実績)で、2025年度(令和7年度)に目指す姿である76.0%を下回っている。 ●また、「戸建て住宅の認定長期優良住宅の戸数」は、238件(令和6年実績)で2025年度(令和7年度)の目標値である261戸を下回っている。 ●市民満足度については、「満足している」及び「どちらかといえば満足している」と回答した人の割合が18.9%であり「不満である」及び「どちらかといえば不満である」と回答した人の割合15.7%を上回る調査結果であった。 ●市民満足度については一定の成果を得ているものの、成果指標は目標を下回っているため、長崎市の住環境の魅力や安全・安心・快適に暮らすための今後の基準となる長期優良住宅認定制度のさらなる周知・啓発が必要と思われる。 <p>以上を踏まえ、今後の主な取組みは次のとおりとする。</p>
E5-1	<ul style="list-style-type: none"> ●子育て世帯が求める住居の立地や設備など、引き続きニーズの把握に努め、場所等の分析を行い、入居エリアを指定し、子育て世帯が中心となる住宅に誘導していく。 ●これまでに構築した仕組み(「住宅供給」「情報発信」「相談・支援」)を引き続き活用し、住宅供給の観点から、更なる若者や子育て世帯の市外流出の抑制と市内定住の促進が図れるよう、現在「住みよかプロジェクト協力認定制度」により認定している協力認定事業者の取組みのほか、必要に応じて新規認定も視野に入れて進めていく。また、アンケート調査の結果による若者や子育て世帯のニーズに対応するため、子育て世帯に中古住宅の取得やリフォームを支援する補助金制度の拡充を検討する。 ●移住者の定住を図るため、空き家・空き地情報バンクへの登録件数を増やすほか、全国版の空き家バンクへ拡大するなどの制度改正を検討する。
E5-2	<ul style="list-style-type: none"> ●長期優良住宅の割合は一定数を占めており、令和5年度より、住宅支援制度に関する情報及び長期優良住宅やZEH住宅などの省エネ補助制度について、市民や事業者等に対するパンフレット等を作成し、広報周知を行っていることから、それを最大限活用することにより更なる認定件数の向上につなげていく。また、令和7年4月から全ての新築住宅・非住宅に省エネ基準が義務付けられていることから、市民や事業者等に対し周知することで認定件数の向上につなげていく。これらに加え、環境部作成のゼロカーボンポータルサイトなどを活用し更なる周知に努めていく。 ●特定空家等除却費補助金や老朽危険空き家対策事業並びに財産管理人の選任などの空家等対策の推進に関する特別措置法改正への対応に加え、相続登記の義務化や相続土地国庫帰属制度などの周知を図るとともに、所有者等に対し、改善へ向けた指導を粘り強く行う。また、財務部において令和5年度から実施している、住宅用地特例解除と連携し、老朽危険空き家の早期解消に向けて空き家対策を強化していく。 ●空き家・空き地バンク制度について、広報紙や出前講座等により引き続き周知を図る。また、先行他都市の事例を研究し、空き家と利用希望者のマッチングの促進に努めていく。更に、令和6年度から行っている地域に出向いての講座、法務局・司法書士会など関係団体と連携した市民向け説明会を引き続き実施する。

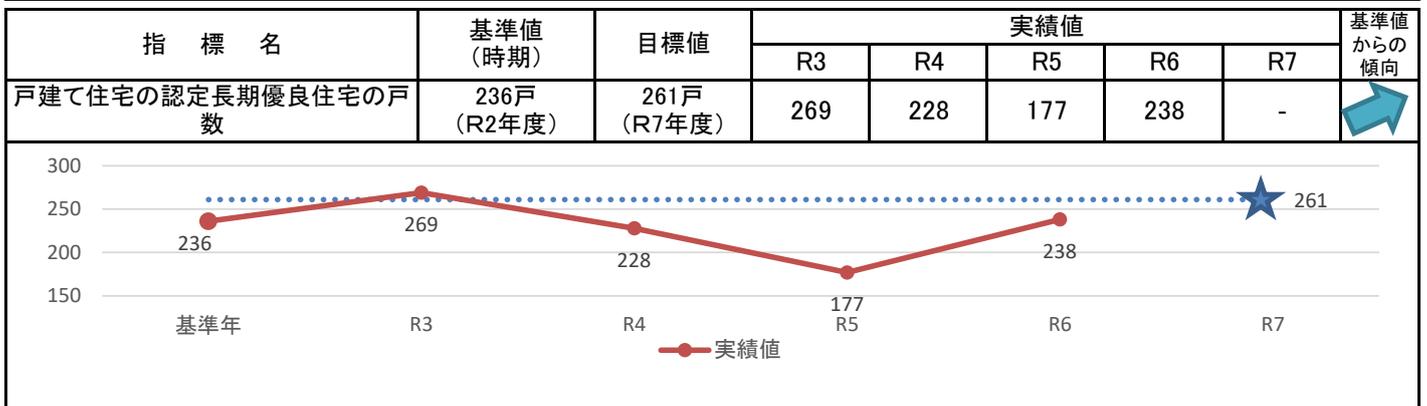
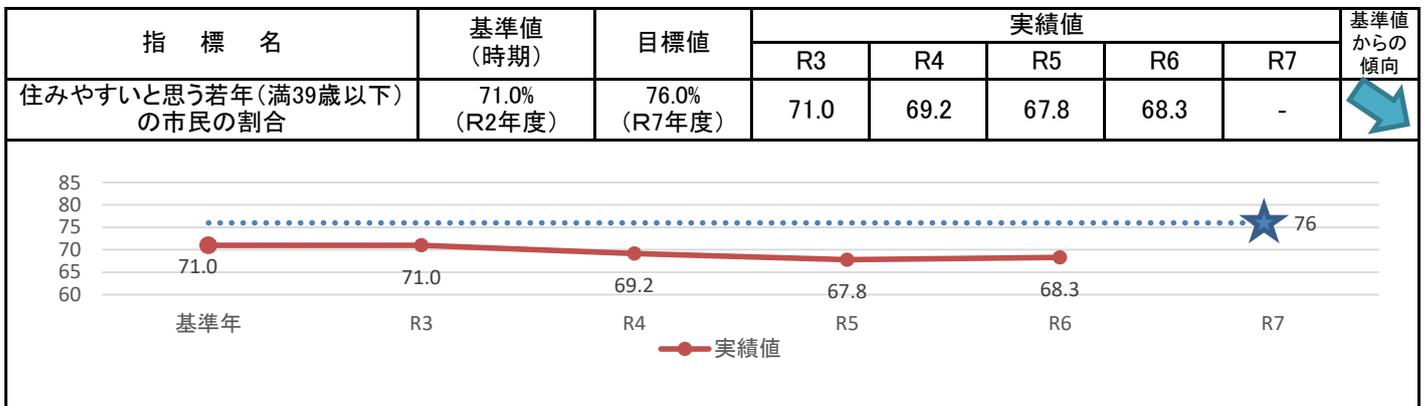
二次評価(施策評価会議による評価)

●	【E5-1】 市営住宅の整備については、人口動態やニーズの把握などしっかり分析を行いながら取り組むこと。
●	【E5-1】【E5-2】 高齢者向け住宅や空き家・空き地バンクについては現状分析をしっかりと行い、今後の在り方について検討すること。

基本施策に対する市民満足度調査結果



成果指標



年度別 主な取組内容

R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
<ul style="list-style-type: none"> ・子育て世帯を対象とした、特定目的住宅や応募倍率が特に高い住宅における定期借家制度による募集の実施(入居戸数:28戸) ・住みよかプロジェクトにおける、民間と連携した若い世代の住環境のしくみづくりへの取組み ・サービス付き高齢者向け住宅の登録制度の周知等を行ったことによる登録住宅数の増加(23棟・844戸(令和4年3月31日時点)、26棟・999戸(令和5年3月31日時点)) ・定住促進空き家活用補助金の交付(令和4年度:7件) ・市営野母住宅の集約及び建替 ・長期優良住宅や低炭素住宅の認定による質の高い住宅ストックへの更新を推進する(長期優良住宅認定件数:戸建て225件、共同住宅等3件、低炭素住宅:16件) ・所有者への指導や制度の周知による老朽危険空き家の除却の推進(除却件数62件) ・バンクへ登録推進による空き家減少と活用の改善(登録数:20件) ・福祉施設等の査察、指導による特殊建築物の適正管理の推進(報告件数:428件) ・広報活動や啓発活動による住まいの耐震化の推進(耐震診断:22件、耐震改修10件) 	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て世帯を対象とした、特定目的住宅や応募倍率が特に高い住宅における定期借家制度による募集の実施(入居戸数:28戸) ・住みよかプロジェクトにおける、民間と連携した若い世代の住環境のしくみづくりへの取組み ・サービス付き高齢者向け住宅の登録制度の周知等を行ったことによる登録住宅数の増加(26棟・999戸(令和5年3月31日時点)、27棟・1015戸(令和6年3月31日時点)) ・定住促進空き家活用補助金の交付(令和5年度:5件) ・長期優良住宅や低炭素住宅の認定による質の高い住宅ストックへの更新を推進する(長期優良住宅認定件数:戸建て177件、共同住宅等0件、低炭素住宅:8件) ・所有者への指導や制度の周知による老朽危険空き家の除却の推進(除却件数96件) ・バンクへ登録推進による空き家減少と活用の改善(登録数:23件) ・福祉施設等の査察、指導による特定建築物の適正管理の推進(報告件数:446件) ・広報活動や啓発活動による住まいの耐震化の推進(耐震診断:25件、耐震改修9件) 	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て世帯を対象とした、特定目的住宅や応募倍率が特に高い住宅における定期借家制度による募集の実施(入居戸数:20戸) ・定住促進空き家活用補助金の交付(令和6年度:9件) ・長期優良住宅の認定による質の高い住宅ストックへの更新を推進する(長期優良住宅認定件数:戸建て236件、共同住宅等2件) ・所有者への指導や制度の周知による老朽危険空き家の除却の推進(除却件数82件) ・バンクへ登録推進による空き家減少と活用の改善(登録数:40件) ・特定建築物の定期報告の推進(報告件数:439件) ・広報活動や啓発活動による住まいの耐震化の推進(耐震診断:25件、耐震改修6件) 	

令和7年度 個別施策評価シート・まち・ひと・しごと創生総合戦略評価シート

個別施策	E5-1	多様な住まいの選択肢を提供します
2025年度に めざす姿	対象	意 図
	市民が	希望する住まいに安心して住んでいる。
個別施策主管課名	住宅政策室	

まち・ひと・しごと創生総合戦略

目標／具体的施策	
基1・(4)	経済を強くし、新しいひとの流れをつくる／移住を促進する

成果

① 若者・子育て世帯が安心して暮らせるしくみづくり

●子育て世帯が安心して暮らせる市営住宅を供給するために、新築住宅の応募倍率が特に高い住宅や子育て世帯向け住戸改善を実施した住戸において、定期借家制度(10年間の入居期間を設定)による子育て世帯を対象とした募集を行った。また、空き住宅の入居者募集時に、特定目的住宅として子育て世帯を対象に優先枠を設定して募集を行った。こうした取り組みにより、定期借家(住戸改善したものを含む)には14戸の入居、特定目的住宅には6戸の入居が図られ、子育て世帯への住宅の供給につながった。

●若者や子育て世帯の住みやすさの改善のため、民間と連携して取り組んでいる「住みよかプロジェクト協力認定制度(※)」では、認定事業者が路面電車沿い等の利便性の高い圏域を中心とした子育て世帯向けの賃貸住宅を211戸、リノベーションした空き家を若者向けに4戸供給したほか、市街化調整区域での住宅団地開発を許容する制度の見直しを行い、住宅用地の供給を促進するなど、若者や子育て世帯が住まいを選択できる環境づくりを行うことができた。
※まちづくりの担い手である市民や企業の方々と市が協力・連携し、住宅に関する地域課題を解決するための取り組みについて認定するもの

② 高齢者が安心して住み続けられるしくみづくり

●バリアフリー化や省エネ化、居住性向上など、住宅の性能向上による居住環境改善を図るため、市内に存する住宅の改修工事を行う者に対し補助金を781件交付した。

●高齢者が住み慣れた地域に住み続けるために、バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携し高齢者を支援するサービスを提供するサービス付き高齢者向け住宅の登録を行っている。

③ 移住者の定住促進

★単身の移住者に対し、市営住宅の空き住戸を2戸提供したことにより、移住者の増加につながった。

関連する総合戦略施策 基1・(4)

★移住者の定住に繋がるように、空き家の住宅リフォームや家財処分への支援を行う補助金を9件交付したことにより、空き家の利活用と共に移住者の増加につながった。

関連する総合戦略施策 基1・(4)

★空き家・空き地バンクについては、12件の登録と3件の売買・賃貸等の成約があり、空き家を有効活用した定住へ繋げることができた。

関連する総合戦略施策 基1・(4)

④ 住宅確保要配慮者が入居できる民間住宅や公的住宅の確保

●住宅確保要配慮者のニーズに合った賃貸住宅(セーフティネット住宅)の登録を推進するため、ホームページなどを活用した周知を行ったことにより、セーフティネット住宅の登録数が3件・26戸増加した。

●市営住宅の適正な入居管理と管理戸数の適正化を図るため、建築時期や機能性に基づき必要な住戸改善工事を10戸、エレベーター設置工事を1件行ったことにより、居住水準の向上が図られた。

問題点とその要因

① 若者・子育て世帯が安心して暮らせるしくみづくり

●市営住宅の子育て世帯向けの住戸改善事業については、若者・子育て世帯が居住しやすい状況に配慮して供給を行ったほか、予算の担保が図られた時点で市のホームページに対象団地を掲載するなど情報発信に努めたものの、郊外や交通の利便性が低い地域など、場所によっては想定どおりの応募がない住戸が出てきている。

●「住みよかプロジェクト協力認定制度」の協力認定事業により若者や子育て世帯に向けた住宅供給等が進んでいるものの、賃貸住宅の家賃については、供給量の関係から家賃の低減までには時間がかかること、また開発許可基準の見直しによる住宅用地の供給促進については、実施から時間が経ってらずその効果がでるには時間がかかること、また、平地が少ない等の長崎市特有の地理的要因などから若者や子育て世帯のニーズに合った住宅供給の大幅な拡大は短期的には難しい状況である。

② 高齢者が安心して住み続けられるしくみづくり

●サービス付き高齢者向け住宅については、平成23年の登録制度開始より一定期間経過したことから、新規登録数が伸びていない。また、地域によっては介護の需要が高いことから、空き室の用途を他の介護福祉施設に転用する事業者も出る状況がみえる。

③ 移住者の定住促進

★空き家空き地情報バンク制度の利用については、登録件数が増加してきたものの、広報媒体が市のホームページでの公開のみで全国版のサイトではないため、バンク制度を利用して空き家を活用する方が限られる。

関連する総合戦略施策 基1・(4)

④ 住宅確保要配慮者が入居できる民間住宅や公的住宅の確保

●セーフティネット住宅の登録などについて、登録手数料の無料化やホームページなどを活用した周知に努めているものの、登録する賃貸住宅事業者は限られている。

●既存の市営住宅について、多数の住宅が同時期に建設されていることから、建物の耐用年限内での建替や長寿命化計画に基づく修繕周期での各種改修・改善工事等の時期も集中しており、対応が追いついていない状況である。

今後の取組方針

① 若者・子育て世帯が安心して暮らせるしくみづくり

改善 ●子育て世帯が求める市営住宅の立地や設備など、引き続きニーズの把握に努め、場所等の分析を行い、入居エリアを指定し、子育て世帯が中心となる住宅に誘導していく。

継続 ●これまで住みよかプロジェクトを通じて構築した仕組み(「住宅供給」・「情報発信」・「相談・支援」)を引き続き活用し、現在認定している協力認定事業者の取組みのほか、必要に応じて新規認定も視野に入れて進めていく。また、アンケート調査の結果、持ち家を希望する方が8割いる若者や子育て世帯のニーズに対応するため、子育て世帯に中古住宅の取得やリフォームを支援する補助金制度の拡充を検討する。

② 高齢者が安心して住み続けられるしくみづくり

継続 ●サービス付き高齢者向け住宅の登録制度の周知及び登録の推進を継続して行うとともに、高齢者のニーズを把握し、セーフティネット住宅や、令和7年10月から開始する見守りサービス等のある居住サポート住宅制度も活用し、高齢者の住まいの安心を確保する。

継続 ●高齢者が住み続けられる住宅を確保するため、バリアフリーなどの住宅性能向上に資するリフォーム補助金等の周知を行う。

③ 移住者の定住促進

改善 ★移住者の定住を図るため、空き家・空き地情報バンクへの登録件数を増やすほか、全国版の空き家バンクへ拡大するなどの制度改正を検討する。

関連する総合戦略施策 基1・(4)

継続 ★移住定住の環境づくりにつながるよう民間との連携強化に資する住みよかプロジェクト協力認定事業の周知に努める。

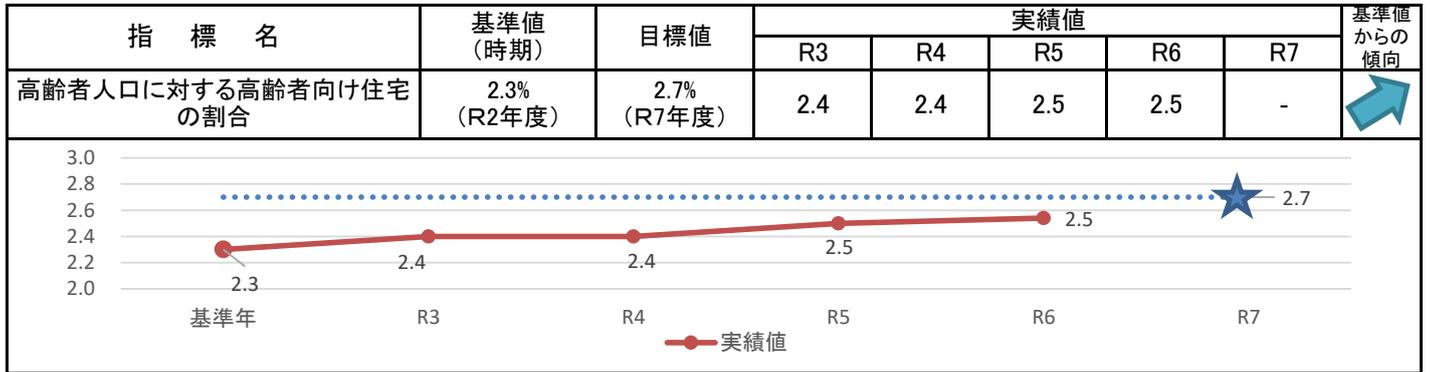
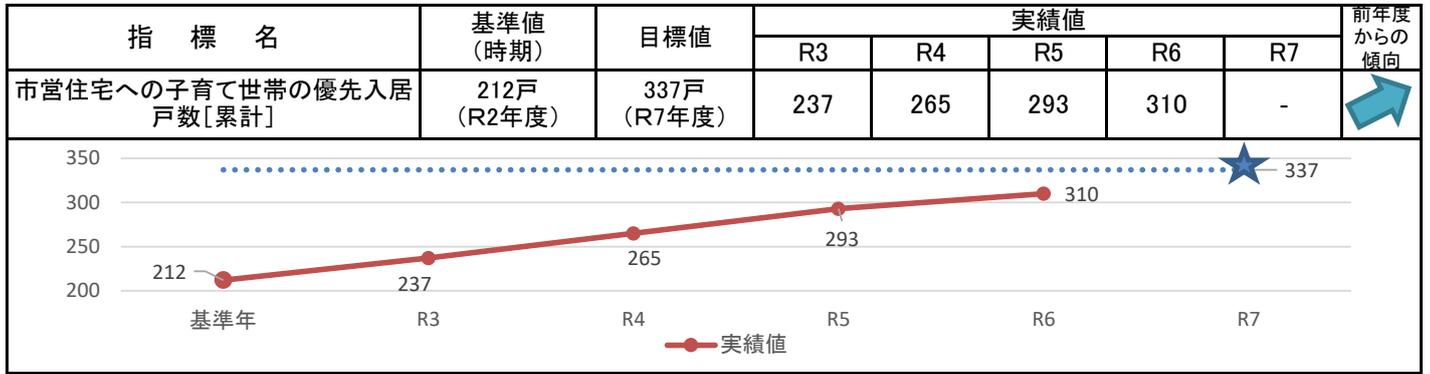
関連する総合戦略施策 基1・(4)

④ 住宅確保要配慮者が入居できる民間住宅や公的住宅の確保

継続 ●セーフティネット住宅登録について、引き続き制度の周知に努めるとともに、より多くの賃貸住宅事業者などに対し効果的な周知方法を検討する。

継続 ●公営住宅を効率的に運営するために集約事業を行う中においても、長崎市公営住宅等長寿命化計画に基づく建替・機能改善・維持修繕を効果的に行い、整備の際にはPPP/PFIの活用など、民間の資金・ノウハウなどを有効に活用するなどセーフティネットの中心的役割を担う市営住宅の更新に支障が生じないよう努め、住宅確保要配慮者の住宅確保を円滑に行う。

成果指標



施策を推進する主な事業

	事業名 担当課	子育て住まいづくり支援補助金	住宅政策室
	成果指標	周知・広報の満足度(%)	<p>【パンフレット掲載イラスト】</p>
	目標値	100%	
	実績値	82.8%	
	達成率	82.8%	
1	成果指標・ 目標値の説明	<p>少子化対策の一環となるよう、子育ての環境整備や子育て世帯等の経済的負担の軽減を目的の一部としていることから、各世帯の手助けとなるよう認知をしていただくため、周知・広報の満足度を成果指標とした。</p> <p>申請時に聴取しているアンケートにより把握可能なこと、及びより効果的な広報に改善していくことから、令和6年度の目標値を100%とした。</p>	
	事業目的	安心して子供を産み育てることができる住環境を整備する	
	事業概要	多子世帯または三世代で同居若しくは近居するための住宅の取得・改修費用の一部を助成する。	
	取組実績	<ul style="list-style-type: none"> 中古住宅の取得 23件 住宅の改修 6件 	
		決算(見込)額	11,600,000 円

	事業名 担当課	【補助】【単独】既設公営住宅改善事業費 公営住宅等ストック総合改善 事業費	住宅政策室
2	成果指標	事業進捗率(事業費ベース)	  <p>(改修前) (改修後)</p> <p>【浴室改修イメージ】</p>
	目標値	100%	
	達成率	71.4%	
	当該年度執行率	69.7%	
	成果指標・ 目標値の説明	事業の進捗を客観的に判断できる数値として、市営横尾住宅(10号棟～15号棟)の浴室等改修に係る総事業費に占める事業費累計の割合を事業進捗率とし、成果指標とした。 当該年度の予算を含めた事業進捗率を目標値とした。	
	事業目的	市営住宅の居住水準の維持及び向上を図るため、国の社会資本整備総合交付金を活用し、市営住宅の計画的な維持修繕を行うもの。	
	事業概要	市営住宅の浴室、洗面、便所、台所の水廻り改修及び内容仕上げの改修等を行う。 【事業期間】令和3～令和7年度 【総事業量】改善対象住戸 管理戸数 190戸 【総事業費】 1,032,817千円 【事業費累計】 649,067千円	
取組実績	改修住戸 10号棟～15号棟 計 122戸(入札不調のため、91,893千円をR7年度へ繰り越した。(26件分))		
	決算(見込)額		202,050,200 円

令和7年度 個別施策評価シート・まち・ひと・しごと創生総合戦略評価シート

個別施策	E5-2	安全で安心な民間住宅・建築物の普及を促進します
2025年度に めざす姿	対象	意 図
	市民が	安全で安心な住まいで暮らしている。
個別施策主管課名	建築指導課	

まち・ひと・しごと創生総合戦略

目標／具体的施策	
基1・(4)	経済を強くし、新しいひとの流れをつくる／移住を促進する

成果

① 質の高い住宅ストックへの更新

●長期優良住宅認定制度の周知などを行うため、R5年より住宅支援制度に関する総合的な情報を掲載したパンフレットを作成・活用し、市民や事業者に向けた周知・啓発活動に取り組んでいる。そのうち長期優良住宅については、令和6年度で、238件(戸建て236件、共同住宅等2件)、毎年約200件～250件程度を認定したことで、質の高い住宅ストックへの更新につながった。また、令和7年4月から原則全ての新築住宅・非住宅に省エネ基準適合が義務付けられることから、市内建築設計事務所、建設会社を対象とした改正建築基準法、建築物省エネ法の説明会を実施したところ、約120名の参加があり、周知をすることができた。

② 老朽危険空き家の除却と空き家・空き地の利活用の推進

●安全安心な住環境づくりを促進するため、所有者等へ指導等を行ったことにより、82件が除却等により解決し、うち41件は特定空家等除却費補助金が活用され、老朽危険空き家の除却につながった。

★地域の活性化及び本市への移住促進のため、空き家・空き地バンクの物件情報を提供したことにより、令和6年度は、バンクの登録が12件、成約(売買・賃貸等)が3件あったほか、令和5年8月より利用対象者を市内での転居を考えられている市民にも拡大したことにより、市民からの利用希望登録が36件あるなど、空き家・空き地の利活用の推進につながった。

関連する総合戦略施策 基1・(4)

★従来の出前講座(広報広聴課経由)に加えて、地域包括支援センター単位の地域へ出向く講座も実施し、出前講座と併せ19回開催し、延べ289名の参加があるなど、長崎市の空き家対策の周知や自宅を空き家にしないための意識啓発を図ることができた。

関連する総合戦略施策 基1・(4)

③ 特定建築物の適正管理の促進

●多数の市民が利用する特殊建築物の安全性を確保するために、報告対象となる571件の全ての施設に対し年度初めに文書を発送し、また、防災週間の際に、定期報告の未提出について指導を行ったことにより、4件提出が増加した。まだ提出は紙媒体であるが、昨年度から修正をメールでも受け付けるなど、電子化の足がかりとなる取り組みを行っている。

④ 住まい・宅地とまちの防災性の向上

●旧耐震構造の木造戸建住宅の耐震化を図るため、耐震診断や耐震改修費に対する補助を行うことにより、耐震性が低い住宅の件数が減少し、安全・安心に住み続けられるまちづくりの推進へとつながった。事業の周知や災害対策への意識を高める取り組みとしては、戸別訪問(年間約500戸)の実施や「固定資産税・都市計画税に関するお知らせ」(年間約170,000件)に支援事業のお知らせへの掲載、長崎県や企業と協力した耐震化に関連するセミナーや個別相談の開催などを行った。令和6年度は5件の改修と1件の建替に補助金が活用され、H28～R6年度の9年間に建替も含み新耐震基準を満たす住宅への耐震化累計実績は142件となった。

問題点とその要因

① 質の高い住宅ストックへの更新

●長期優良住宅、低炭素住宅、建築物省エネ法に基づく住宅、ZEH住宅など、ゼロカーボンを目指す質の高い住宅には、様々な制度があるため複雑となっていることから利用者にとってわかりにくい。

② 老朽危険空き家の除却と空き家・空き地の利活用の推進

●人口減少により空き家が増加しているが、所有者不明や死亡による相続権利の複雑化、建物の所有者や相続人が自己所有する建築物について、管理義務意識が薄いことにより、危険な空き家が放置されている。また、長期間空き家として継続していることについては、所有者の解体費用の経済的負担が大きいことや、将来的な家(住まい)の活用や適正な維持管理について子や孫等の次の世代に伝えることができていないことが大きな要因となっている。

★空き家・空き地に関する情報バンクへの利用希望者は年々増加しているものの、市内の空き家数に対して、空き家・空き地情報バンクへの登録物件数が少なく、相続放棄や相続などで複雑となった所有権の問題や、所有者が空き家を倉庫などに利用していたり、家財処分ができないなどの問題により、登録希望者と物件のマッチングがうまくいっていない。

関連する総合戦略施策

基1・(4)

③ 特定建築物の適正管理の促進

●定期報告制度の周知、防災意識の啓発を実施するものの、施設管理者の中には、定期報告の必要性に関して認識が不足している者もあり、数値は上がっているものの定期報告の提出率は目標に達していない。

④ 住まい・宅地とまちの防災性の向上

●能登地震の影響から防災意識が高まり、木造戸建住宅の耐震診断の希望者は増加した。しかしながら、業者選定に時間がかかることや改修工事のイメージの不足、物価上昇の影響を受けた改修費用の高騰により、診断後すぐに工事に進めることが難しいケースが多い。ほかにも工事中の住まいの手配が困難なことも改修工事の実施に至らない要因の一つとなっている。

今後の取組方針

① 質の高い住宅ストックへの更新

継続 ●令和5年度より長期優良住宅認定制度や省エネ補助制度について、市民や事業者等に対し、住宅支援制度に関するパンフレット等を作成、周知をおこなっており、それを最大限活用することにより認定件数の向上につなげていく。また、令和7年4月から全ての新築住宅・非住宅に省エネ基準が義務付けられていることから、市民や事業者等に対し、周知することで認定件数の向上につなげていく。これらに加え、環境部作成のゼロカーボンポータルサイトなどを活用して更なる周知に努めていく。今後は、住宅支援等に関するリーフレットやHPなど、利用者にとって分かり易い省エネ住宅の制度や説明に務める。

② 老朽危険空き家の除却と空き家・空き地の利活用の推進

継続 ●特定空家等除却費補助金や老朽危険空き家対策事業並びに相続登記の義務化や相続土地国庫帰属制度などの周知を図るとともに、相続が発生している場合の相続人調査の外部委託や所有者等に対し、周囲へ損害を与えた場合の賠償額の試算を通知するなど、改善へ向けて所有者等に粘り強く指導を行う。また、財務部において令和5年度から実施している、住宅用地特例解除と連携し、老朽危険空き家の早期解消に向けて空き家対策を強化していく。

継続 ★空き家・空き地バンク制度について、広報紙や出前講座等により引き続き周知を図る。また、先行他都市の事例を研究し、空き家と利用希望者のマッチングの促進に努めていく。更に、令和6年度から行っている地域に出向いての講座、法務局・司法書士会など関係団体と連携した市民向け説明会を引き続き実施する。これらとあわせて、移住支援・空家対策としての空き家・空き地バンク制度についての現状分析を行い、そのあり方について検討を行う。

関連する総合戦略施策

基1・(4)

③ 特定建築物の適正管理の促進

継続 ●例年どおり、年度初めに所有者に対する通知文書送付のほか、防災週間や福祉施設等の防災査察の際に、定期報告未提出の物件等について、定期報告制度の必要性の周知、防災意識の啓発を図るとともに手続きの処理の迅速化を図り、提出しやすい環境を整える。また、今後は防災週間や違反建築物防止週間などで積極的に報告未提出対象物件の現地調査を行い、所有者に制度の周知や、防災意識の啓発を行う。

④ 住まい・宅地とまちの防災性の向上

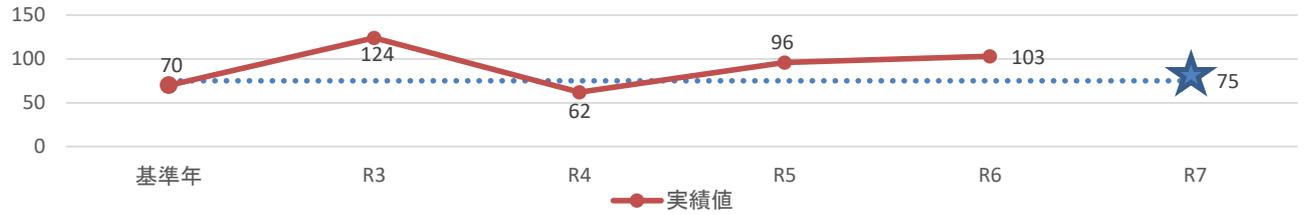
継続 ●市民の目に留まりやすくなるような広報の方法を工夫して啓発に取り組む。例えば、住宅支援制度パンフレットにおいては、関連する事業を整理したページを設け、関心を高めて活用につながるような工夫を行った。また、個別の住宅相談会や窓口においては、具体的な耐震改修内容や業者選定に関してアドバイスし、より市民に寄り添った形で改修への取り組みのハードルを下げるよう努めて、住まいの耐震化を促進していく。

成果指標

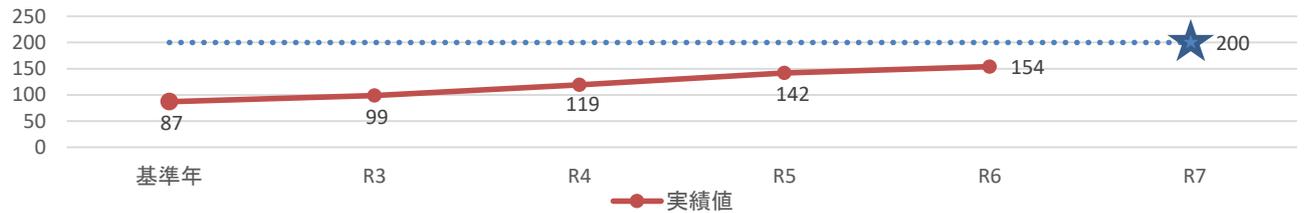
指標名	基準値 (時期)	目標値	実績値					基準値 からの 傾向
			R3	R4	R5	R6	R7	
住宅の耐震化率	83.3% (R2年度)	90.0% (R7年度)	83.6	84.0	84.3	84.8	-	→



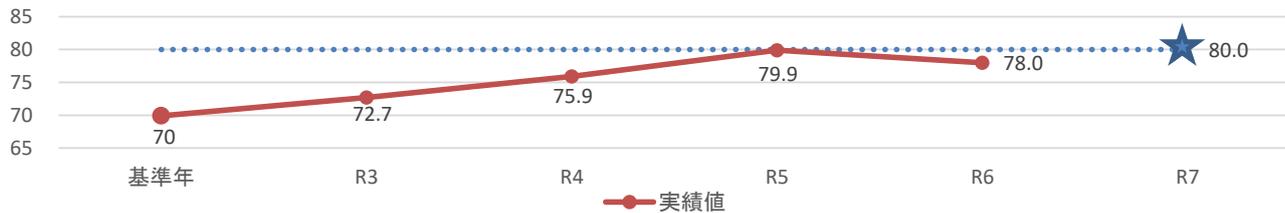
指標名	基準値 (時期)	目標値	実績値					基準値 からの 傾向
			R3	R4	R5	R6	R7	
特定空家等の年間解決件数	70件 (R2年度)	75件 (R7年度)	124	62	96	103	-	→



指標名	基準値 (時期)	目標値	実績値					前年度 からの 傾向
			R3	R4	R5	R6	R7	
空き家・空き地情報バンクの登録件数 [累計]	87件 (R2年度)	200件 (R7年度)	99	119	142	154	-	→



指標名	基準値 (時期)	目標値	実績値					基準値 からの 傾向
			R3	R4	R5	R6	R7	
特殊建築物の建築設備の定期報告の 提出率	69.9% (R2年度)	80.0% (R7年度)	72.7	75.9	79.9	78.0	-	→



施策を推進する主な事業

1	事業名 担当課	特定空家等除却費補助金		建築指導課
	成果指標	特定空家等の除却件数		 <p>【除却後】</p>
	目標値	55件		
	実績値	41件		
	達成率	74.5%		
	成果指標・ 目標値の説明	所有者等による除却の支援を行い、除却を進めることで、安全・安心な住環境づくりの促進に繋がることから、成果指標とした。 また、当該年度の予算を含めた件数を目標値とした。		
	事業目的	安全・安心な住環境づくりを促進するため。		
	事業概要	老朽化し危険である若しくは危険となる恐れがある特定空家等の除却を行う所有者等に対し、除却費の一部(上限50万円)を助成する。		
	取組実績	(R6実績) ・助成(除却)件数41件		
		決算(見込)額		19,929,000 円